

Ⅲ 北九州市の現在の取組について

教育委員会の不登校対策関連事業

- ◆ 不登校児童生徒療育キャンプ
- ◆ スクールソーシャルワーカー活用事業
- ◆ スクールカウンセラー活用事業
- ◆ 長期欠席対策検討委員会の取組

(参考) 中学校特別支援教室における遠隔授業の導入

不登校児童生徒療育キャンプ①

1 趣旨

- 不登校の解決を図る取組の一環として、指導員等の指導・援助のもとに療育キャンプを行い、自主性、自立心の育成を図る。
- 豊かな自然環境の中で、人や自然とのふれあいを深めるなど体験活動を通じて児童生徒の健全な育成を図る。

2 日程：令和元年7月23日(火)～7月26日(金) 3泊4日

3 場所：北九州市立玄海青年の家(若松区大字竹並126番地の2)

4 募集人数：15名程度

5 募集対象：心因性による不登校あるいは不登校傾向にある児童生徒

6 キャンプの主な内容

自然や仲間との触れ合い

〈例〉野外炊さん、磯あそび、レクリエーション等の自然体験活動

不登校児童生徒療育キャンプ②

不登校児童生徒療育キャンプ（ワラビーキャンプ） 参加児童生徒の復帰好転状況

	参加児童生徒			復帰好転児童生徒			復帰好転率
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	
平成26年度	5	20	25	4	19	23	92.0%
平成27年度	4	10	14	2	10	12	85.7%
平成28年度	9	5	14	9	4	13	92.9%
平成29年度	6	6	12	6	5	11	91.7%
平成30年度	5	8	13	4	7	11	84.6%
累計(5年間)	29	49	65	25	45	59	89.4%

「復帰好転した」児童生徒とは、文部科学省不登校の状況等調査に示してある、学校復帰に向けて例えば「明るく生き生きした表情を見せるようになった」「朝きちんと起きられるようになった」「身の周りのことを自分で整理するようになった」「友達と交わることができるようになった」などの状況変化が見られるようになった児童生徒をいう。

スクールソーシャルワーカー活用事業①

1 スクールソーシャルワーカー活用事業の趣旨、概要

(1) スクールソーシャルワーカー(SSW)とは・・

社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持ち、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術と活動経験等の実績がある専門職である。

(2) 事業の趣旨・目的

SSW活用事業は、SSWを活用して、不登校や暴力行為など児童生徒の問題行動等の背景にある家庭等の環境の問題に働きかけたり、学校・園や学校・園の枠を超えた関係機関との連携を強化したりすることにより、課題等の解消、改善を図ることがねらいである。

(3) 北九州市のSSWについて

市立全学校・園からの要請に応じ、各学校・園で支援活動を行う。年々、増加する学校の派遣依頼に応えるため、SSWも増員している。また、平成29年度より小倉北区、小倉南区、八幡西区でSSWを学校に配置しており、配置型SSWの成果を検証している。

昨年度よりスクールソーシャルワーカーリーダー(SSWリーダー)を2名配置することで、スクールソーシャルワーカーの資質向上や連携強化を通じて、SSW事業全体のレベルアップを図っている。

スクールソーシャルワーカー活用事業②

2 スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用の仕方(活動方針)

- ① ケース会議、校・園内会議への参加
- ② 関係機関等への連絡、調整
- ③ 児童生徒や保護者との面談(家庭訪問等)

このような活動を通して、ケースの状況把握・支援の見立てを行う。

これらの見立てから、学校・園への助言、関係機関等との連携強化など、主に間接的支援を実施し、児童生徒を取り巻く環境の状況改善を図る。

またSSWは、福祉的な視点に基づく児童生徒理解を促す機能も有しており、学校・園のケース対応力向上や相談体制の充実に繋がる働きかけ等の役割を担っている。

3 SSWの配置人数・活動状況

	H21年度	H22・23年度	H24年度	H25・26年度	H27年度	H28年度	H29・30年度	令和元年度
SSW人数	2	4	6	7	8	9	12	15

	支援対象児童生徒数			
	計	小学校	中学校	特別支援学校他
平成28年度	557	320	197	40
平成29年度	568	347	197	24
平成30年度	589	344	210	35

スクールカウンセラー活用事業①

1 趣旨

いじめや不登校等、児童生徒の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして各校に配置し、生徒指導上の諸問題の解決に資する。

2 実施計画

(1) スクールカウンセラー配置校

平成16年度より、全市立中学校にスクールカウンセラーを配置している。

(2) 配置方法

拠点校方式とし、中学校から校区の小学校へ派遣する。

スクールカウンセラー活用事業②

3 スクールカウンセラーの職務について

(1) スクールカウンセラーは、校長の指揮監督の下に、以下の職務等を行う。

- ・ 生徒へのカウンセリングを行う。
- ・ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助を行う。
- ・ 生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供を行う。
- ・ 状況に応じた情報共有を行うなど、小中連携を推進する。
- ・ 「対人スキルアップ」(子どもとの温かい人間関係と信頼に基づく教育)や「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎(自殺予防教育)」等の校内研修を行う。
- ・ 「小学校5年生全員面接」や、「小学校6年生・中学校2年生自殺予防教育」を行う。

(2) 拠点校と同一区内の小・中学校等において緊急の問題が生じた場合は、その学校に赴き、児童生徒へのカウンセリングを行う。

4 各校におけるスクールカウンセラー配置日時及び勤務時間について

配置日時及び勤務時間については、当該校児童生徒等が相談しやすいようにカウンセラーと当該校長とが協議し決定する。

スクールカウンセラー活用事業③

5 スクールカウンセラーの適正な位置付けについて

- (1) 配置校においては、スクールカウンセラーを教育相談やいじめ防止に関する校務分掌に位置付け、その効果的な活用を図るものとする。
- (2) カウンセリングを行う場所は、カウンセリングルーム等を活用する。また、教職員からの相談活動が行いやすいように、職員室での座席の場所も工夫すること。

6 配置校推移・相談件数

本市は、平成16年度より全中学校63校(平成22年からは62校)に配置している。

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年～平成21年	平成22年～
配置校数	12 (小4含)	13 (小4含)	25	35	45	63	62

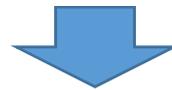
※ H22年度は統廃合で中学校数が1減少している。

	対象別相談件数					
	合計	生徒のみ	保護者のみ	生徒・保護者	教員	その他
平成28年度	32,351	9,471	2,642	833	18,501	904
平成29年度	28,958	8,575	2,718	853	16,298	514
平成30年度	41,385	16,060	2,874	757	20,893	801

長期欠席対策検討委員会の取組①

平成 2 年

「北九州市学校ぎらい等不適応対策推進協議会」



平成 1 2 年

「北九州市不登校対策推進協議会」



平成 2 7 年

「長期欠席対策検討会議」

長期欠席対策検討委員会の取組②

平成28・29年度

「長期欠席の未然防止と
初期対応」完成



長期欠席対策検討委員会の取組③

「組織的な対応に向けた体制づくり」

⇒①組織体制モデル図

- ・モデル校(3校)で実践検証し、全校で活用できるか協議

「未然防止に向けた効果的な取組」

⇒②対応マニュアル

- ・好事例を挙げ、全校で活用できるか協議

⇒③家庭への啓発

- ・欠席電話対応カードの更新
- ・啓発リーフレット内容確認と効果的な配布の仕方を協議

子どもが、「休みたい」と言い始めたら…

～『長期欠席』になる前に～

おさんは、元気に学校へ通っていますか。病気ではないのに、朝起きてこなくなったり、「休みたい」と言い始めたら、「早期対応」が決め手になります。

『長期欠席』とは、年間30日以上学校を欠席することです。月に3日程度欠席をすると『長期欠席』となり、一旦長期化すると、その回復は困難である傾向が示されています。

～その日のうちに対応しましょう～

① 登校をしづっている本人なりの理由を確認しましょう

「頭が痛い」「お腹が痛い」「だるい」などの、体の不調を訴える場合であっても「心からのSOS」がもたれませんか。まずは、上手く言葉にできない子どもからの、心のメッセージとして受け止めてみましょう。子どもの気持ちや体調を丁寧に聞いていくことで、気持ちや整理されて落ち着くこともあります。

→ 子どもの気持ちや落ち着いたら、登校を促してみよう。子どもが全力の頑張りでなく、「保護者と一緒に」「1時間だけ」など、9割の力でできそうなことにするのがコツです。

② どうしても登校できないときは学校に相談しましょう

家庭だけで解決しようとして、早めに学校へ相談しましょう。子どもと先生が会える機会を作るようにします。家庭訪問や電話で話をするなどして、直接本人と会うことができなくても、子どもや保護者と先生の関係が途切れないように工夫していきます。

登校しづりは連続3日間のうちに対応すれば、復帰できる可能性が高くなります。しっかりと子どもの気持ちを尊重しながらも、時には簡単に欠席させてしまうのではなく、登校を促し、見守り続けることも大切です。

子どもが楽しく学校に登校できるために

- 規則正しい生活習慣を身につけさせましょう。
- しっかり食事を摂らせましょう。
- 決まった時間に学習する習慣をつけましょう。
- 結果ではなく、努力する姿勢や過程を認めて褒めましょう。
- 家庭での役割を持たせ、家族に貢献できていることを実感させましょう。
- 少しの時間でも、毎日子どもの目を見て話を聴きましょう。
- 「あなたは大切な存在である」ことを機会あることに伝えましょう。
- 遅刻や欠席日数（月に3日の欠席）に敏感になりましょう。

困ったときは、すぐに相談を…

「登校をしづる」「朝起きる時間が遅くなる」といった様子が見られたら、早めに学校等に相談してください。困ったときに相談できる機関は表の面にあります。



長期欠席対策検討委員会の取組④

家庭向け啓発リーフレット

長期欠席対策検討委員会の取組⑤

【組織体制モデル図】



【欠席電話アプローチカード】

「欠席電話」の段階からのアプローチ

保護者から欠席連絡が入ったら
要件を確認後、以下のような内容を聞き取りましょう。

【教職員】 「どのような具合ですか？」
「食欲はどうですか？」
「熱は測られましたか？」
「何度くらいでしたか？」 など

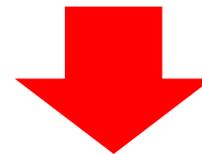
具体的に
細やかに聞く

※ とくに「体調不良」「頭が痛い」「おなかが痛い」「だるい」「気分が悪い」「熱っぽい」など漠然とした理由で欠席の場合は、心理的に何かをかかえていることが考えられるので、きちんと把握して寄り添うような言葉かけをしましょう。

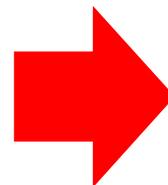
【教職員】 「それは心配ですね」「お大事に」
「連絡ありがとうございます」

※ 相手が切ったことを確認して受話器をおきましょう。

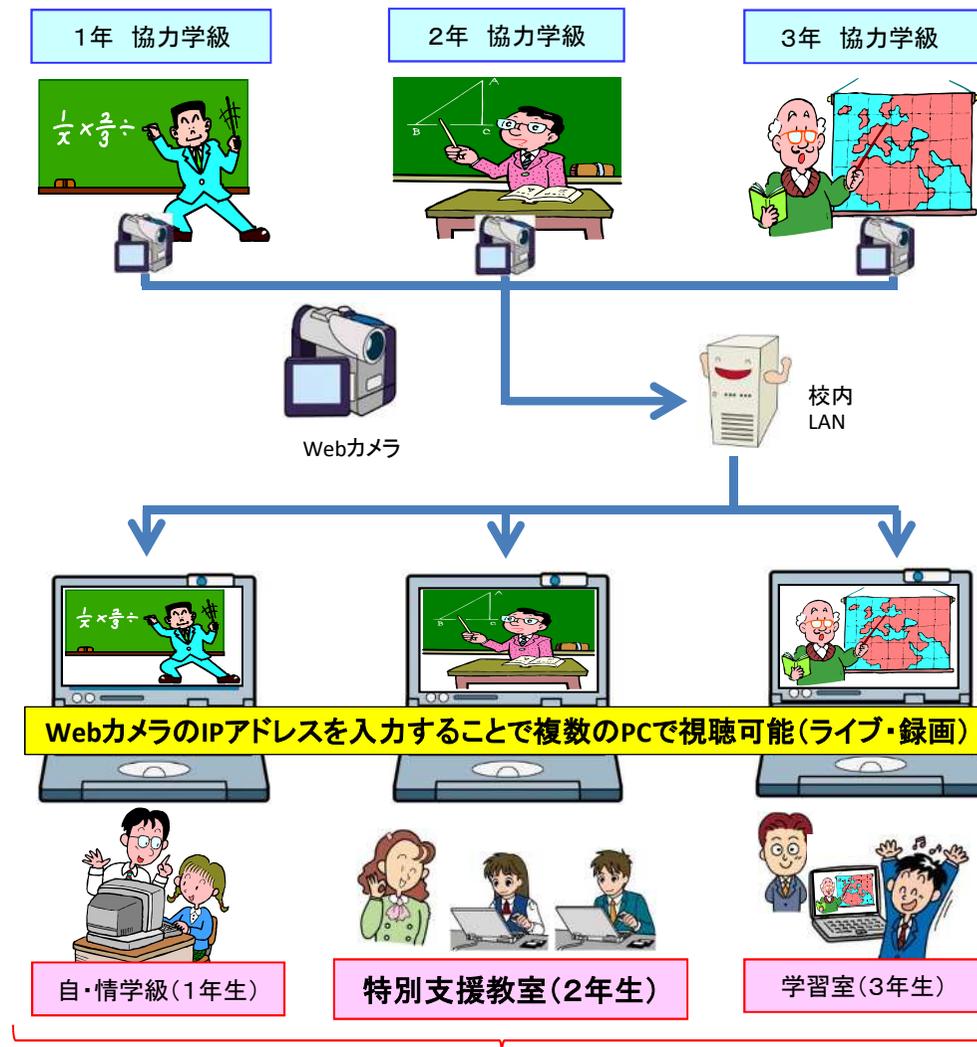
※ 心配している気持ちを伝えましょう。
朝の時点で登校しておらず、連絡もきていないなら、こちらからすぐに連絡しましょう。



実践検証



(参考) 中学校特別支援教室における遠隔教育の導入



※特別支援教室だけでなく自・情学級や別室登校生徒学習室等でも視聴できる

遠隔授業で考えられる効果

- 障害特性に応じた学習形態・学習環境の工夫が可能である。
- 協力学級(送信側)の授業をライブまたは録画で視聴でき、学習保障が可能である。
- 受診側の自・情学級や特別支援教室(新設)、学習室、相談室等でも視聴でき、教員が見守ることで授業を受けたと見做される。
- 授業を受けたことで、通常の学級の生徒と同様の評価・評定を受けることができる。
- 障害特性や体調により学習形態等を選択できることから、体調不良や不登校傾向を未然に防げる。
- 不登校傾向生徒の学習保障にも活用でき、学校復帰へ繋げることができる。

◆ 学校全体で授業形態の工夫と学習評価についての共通理解が必要。

子ども総合センターの 不登校支援

- 1 少年支援室の運営
 - ① 少年支援室の業務
 - ② 少年支援室の活動例
 - ③ 少年支援室通所状況

- 2 不登校の子どもをもつ保護者の集い

① 少年支援室の業務

あいおい・あだち少年支援室の業務

(あだち少年支援室は令和2年3月31日で廃止)

【教育相談】

小・中学生の児童生徒に関する不登校相談を来所・電話により、児童生徒自身やその保護者及び教職員から受け、指導員が専門医（精神科医）や専門相談員（臨床心理士、大学教授等）、在籍校等と連携して支援・援助を行う。

- 集団生活に適応しにくい、児童生徒に関する相談
- 学校不適應、不登校等に関する相談
- 人間関係、いじめ、心身の不調等に関わる相談

【適応指導教室】

市内の小・中・特別支援学校の心因性の不登校児童生徒を通所させ、早期に学校への復帰が図られるよう、説明会や連絡会、学校訪問等、在籍校との密接な連携による問題解決への取組、相談、支援及び指導を行う。

- 不登校児童生徒の適応指導（教育指導・心理面の視点から）
- カウンセリングや「いきいきふれあい教室」等の体験活動、自学自習の指導・援助

① 少年支援室の業務

かなだ・わかぞの・くろさき少年支援室の業務

【教育相談】

20歳未満の少年に関する相談を、来所・訪問・電話により少年自身やその保護者、学校関係者等から受け、指導員が専門医（精神科医）や専門相談員（臨床心理士、大学教授等）、在籍校等と連携して支援・援助を行う。

- 集団生活に適応しにくい少年に関する相談
- 非行、不登校、いじめ等の相談

【少年補導センター】

少年補導センターの業務として、少年の健全育成に向けた活動を行う。

- 通所少年支援活動
（カウンセリングや「いきいきふれあい教室」等の体験活動、自学自習の指導・援助）
- 街頭補導
- 環境浄化活動

① 少年支援室の業務

令和2年度から付加する

かなだ・わかぞの・くろさき少年支援室の業務

【適応指導教室】（令和2年度から）

市内の小・中・特別支援学校の心因性の不登校児童生徒を通所させ、早期に学校への復帰が図られるよう、説明会や連絡会、学校訪問等、在籍校との密接な連携による問題解決への取組、相談、支援及び指導を行う。

○ 不登校児童生徒の適応指導（教育指導・心理面の視点から）

② 少年支援室の活動例

◆いきいきふれあい教室

【主 旨】

不登校児童生徒の閉ざされた心に灯を点じ、活力を甦らせることを目的に開設している。少年たちに豊かな人間関係を結ばせたり、みずみずしい感性を喚起させるために、小集団による多様な体験活動を通し、人との交わりや五感を働かせて得られる喜びを味わわせ、学校復帰や社会への適応を促していく。

【活動の指針】

- 作業を分担したり、協力して一つのことをやり遂げたりする集団での活動を通して、子どもたち相互の交流を深め、人間関係づくりのスキルとコミュニケーション能力の向上を目指す。
- 豊かな自然や動植物に触れる体験や、困難に打ち克つ体験、目標を実現させるための体験等、さまざまな体験活動を通して、生きる力を育み、自立への意欲を高めるとともに、情緒の安定と心身の活性化を図る。
- 野外活動、ものづくり、ふれあい交流、労作体験などへ参加することを通して、自己の未来像を拡大し、また、視野を拡げることによって、生活上の行動ルールを会得する。

③ 平成30年度の通所状況（学年別内訳）

	かなだ	わかその	くろさき	あいおい	あだち	小計	
小1	1	1	0	0	0	2	
小2	0	1	0	3	0	4	
小3	3	4	0	3	1	11	
小4	5	2	2	5	2	16	
小5	1	6	3	9	4	23	
小6	2	8	4	9	1	24	小学生計 80
中1	24	15	11	16	6	72	
中2	28	21	22	20	17	108	
中3	22	28	42	21	11	124	中学生計 304
高校生以上	14	11	2			27	
合計	100	97	86	86	42	411	

2 不登校の子どもをもつ保護者の集い

【目的】

- ・不登校児童生徒の心情に寄り添う支援の在り方や家庭での接し方などについて、具体的な事例を基に考える。
- ・不登校の子どもをもつ保護者が集まり、お互いの悩みや不安を共有しながら、ファシリテーターの助言を交えて、子どもとどのように向き合うかを考え合う。

【実施場所・実施回数】

子ども総合センター研修室・学期に1回程度

【実施内容】

①不登校への理解を深める講座

不登校児童生徒やひきこもりの若者などへの支援に携わる関係機関の方を招いて、様々な視点から話をしていただき、子どもの心理や適切な接し方などについて理解を深める。

②不登校の悩みを語り合う保護者の集い

不登校の子どもをもつ保護者が集まり、お互いの悩みや不安などについて意見交換を行い、子どもとどのように向き合うかを考え合う。

2 不登校の子どもをもつ保護者の集い

【平成30年度の活動状況】

平成30年度 実績（実施日・参加人数・「不登校講座」講師）

第1回 平成30年7月14日 実施

参加人数：25名

講師：大成教育・非行相談担当課長、山本青少年育成係長

第2回 平成30年11月17日 実施

参加人数：26名

講師：ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」 和田所長

第3回 平成31年3月2日 実施

参加人数：33名

講師：子ども・若者応援センター「YELL」 村上所長

子ども家庭局青少年課 不登校対策と若者支援の取組

- ◇不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業
- ◇子ども・若者応援センター「YELL」

～一人ひとりに寄り添った伴走型支援（アウトリーチ）～

不登校状態の子どもに寄り添った次への一步応援事業①

1 事業目的

不登校状態の生徒への対応は、心の専門家「スクールカウンセラー」や福祉のスペシャリスト「スクールソーシャルワーカー」などを中心に、学校・教育委員会で予防を含めた総合的な対策が取られている。また、少年支援室などをはじめとした関係機関と連携した支援体制も整備されている。

一方で、不登校状態のまま中学を卒業してしまい、所属がなくなり、その後、本人や家族が社会的に孤立してしまうケースが散見される。

※文部科学省「不登校に関する実態調査（平成26年7月）」によれば、中学3年時に不登校であった生徒が、5年後に就学も就業もしていない割合は、18.1%

こうした子どもたちに対して、年齢階層で支援が途切れることがないよう、その後の自立と社会参加を見据え、中学卒業前の段階から、一人ひとりに寄り添った訪問・伴走型の支援（アウトリーチ）を行い、生き抜く力を育むものである。

～一人ひとりに寄り添った伴走型支援（アウトリーチ）～

不登校状態の子どもに寄り添った次への一步応援事業②

2 対象

不登校状態にある中学生（おもに3年生）とその保護者 20名程度（20家庭）

〔 H28・29年度（モデル事業）：10名、平成30年度：20名 〕

※対象者については、不登校の状況（家庭環境、訪問必要度など）を勘案し、保護者の了承を得たうえで決定する。

※医療的ケアが必要で医療機関と連携が取れている子どもは対象外。

3 伴走・応援期間

令和元年7月1日～令和2年3月31日

4 事業内容

臨床心理士等による定期的な家庭訪問を通じて、一人ひとりに寄り添った以下のような支援を行う。

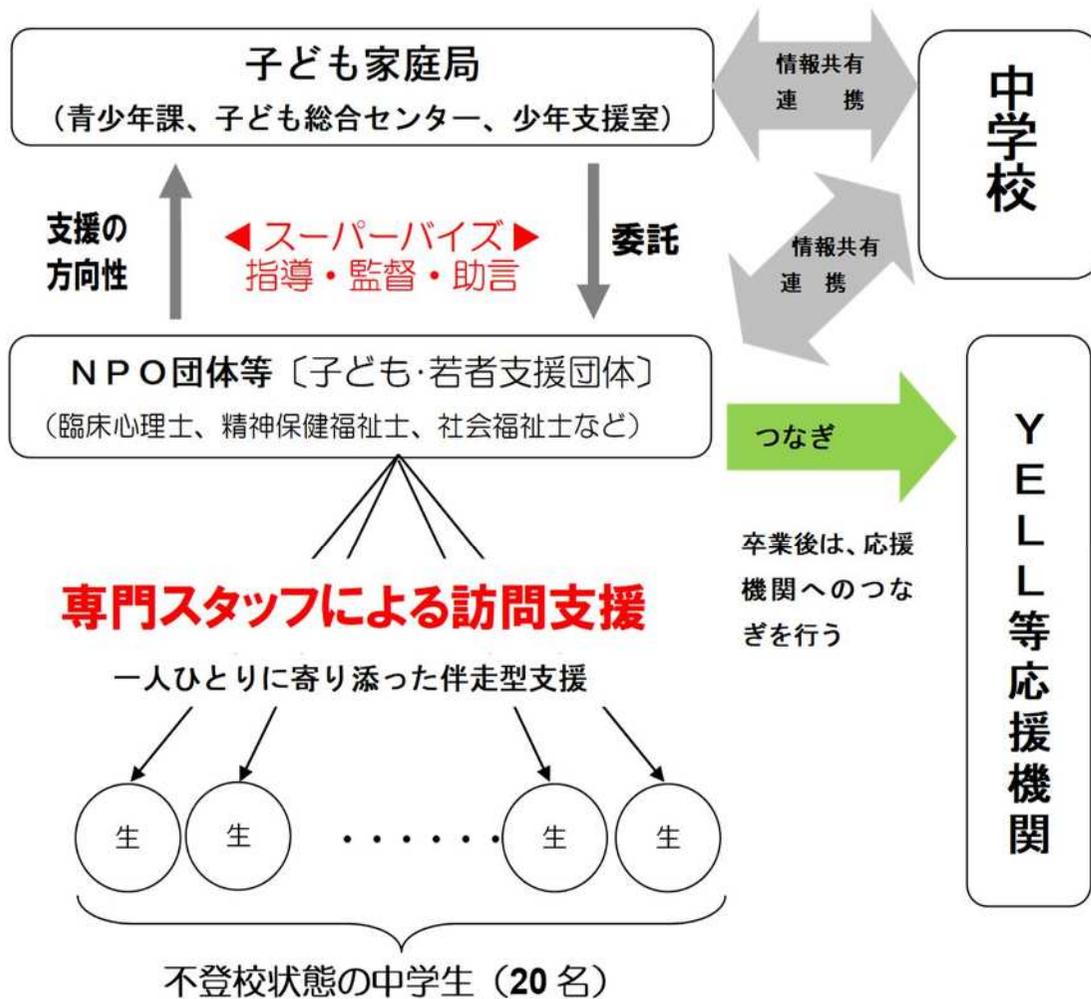
- (1)対象者との関係づくり、状況把握及び相談助言
- (2)少年支援室、学校等との連携
- (3)活動への同行「外出支援」（高校見学、体験活動、趣味、散歩など）
- (4)YELLなど若者応援機関へのつなぎ

5 運営方法

NPO法人等に業務委託

～一人ひとりに寄り添った伴走型支援（アウトリーチ）～

不登校状態の子どもに寄り添った次への一步応援事業③



◆事業内容

NPO団体の相談員(臨床心理士等の有資格者)が、不登校状態にある生徒(中学生)の家庭を訪問(アウトリーチ)し、本人や家族の思いを丁寧に聞き取り、適切な社会資源を紹介活用しながら、状況改善に向けた伴走型の支援を行う。

◆目標「心を元気にすること。社会とつながること。」

不登校状態にある生徒が、「笑ったり」「挨拶ができた」「扉が少し開いたり」など、少しの改善(スモールステップ)でもしっかり捉え、訪問支援により、生徒やその子を支える家族・関係者の状態が、少しでも好転することを目指して支援を行う。社会とのつながりを保ちながら、本人の生き抜く力を育む。

また、中学卒業後においても、子ども・若者応援センター「YELL」等の若者応援機関において、自立と社会参加に向けた「次への一步」の応援を行う。

平成30年度 不登校状態の子どもに寄り添った次への一步応援事業 支援結果

■対象者（18人）の支援経過 平成31年3月末現在

NO	学年など		平成31年3月時点		
			支援回数		変化
			面談	その他	
1	3年	男	7		↗
2	3年	男	14		↗
3	3年	女	2	2	—
4	3年	男		5	—
5	3年	男		1	—
6	3年	女			—
7	3年	女	3	4	—
8	3年	女	17		↗
9	3年	男	14		↗
10	3年	男	3	2	—
11	3年	女	17	1	↗
12	3年	女	18	2	↗
13	2年	女	16		↗
14	2年	男	9	2	↗
15	2年	女	18		↗
16	2年	女		5	—
17	2年	女		2	—
18	1年	男	14	5	—
			152	31	

変化	人数	割合
好転	9人	50%
変化なし	9人	50%

学年	人数
中学3年	12人
中学2年	5人
中学1年	1人

関わることができれば、かなりの確率で好転傾向が見込める！

子ども・若者応援センター「YELL」（エール）①

1 事業概要

不安定な雇用やニート（若年無業者）、不登校やひきこもり等、社会生活を円滑に営む上でさまざまな困難を抱えている若者の増加が問題となっている。このような、「困難」を抱える子どもや若者を総合的にサポート（コーディネート）していく総合相談窓口として平成22年10月6日に開設し、自立を支援している。

2 開設場所・開所時間など

◇「ウェルとばた」2階（戸畑区汐井町1-6 JR戸畑駅横）

◇開所日 火～土曜日【日曜日・月曜日、休日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）及び年末年始は閉所日とする。

◇開所時間 10:00～18:45

子ども・若者応援センター「YELL」（エール）②

3 支援対象者

社会生活を営む上でさまざまな「困難」を有する方（おおむね15歳以上40歳未満）とその家族。主に以下のような方などが支援対象者。

- ◇中学校を卒業し、進学も就労もしていない方。
- ◇高校や大学へ進学したがその後中退し、現在は何もしておらず所属をなくした方。
- ◇ニートやひきこもりなど、社会的自立に困難を抱えた20代、30代の若者など。

4 相談員体制

- ◇キャリアカウンセラー等の資格を有する相談員3名が常駐し対応
- ◇コーディネーター1名（①他機関との連携・情報収集・整理 ②支援機関への同行とつなぎ ③支援メニューの企画・開発 等）

子ども・若者応援センター「YELL」（エール）③

5 業務内容

- ◇困難を抱える子どもや若者の育成支援に関する総合相談・助言
- ◇保護者のための面接相談
- ◇相談内容に応じた情報提供
- ◇専門機関との連携
- ◇自立支援メニューの提供
 - ①グループ活動、農業体験、仕事体験、ボランティア活動
 - ②ステップアッププログラム（商店街ブース出店、仕事体験ショップ、ゆるキャラプロジェクト）

6 伴走型支援の実施

個人の状況に応じて、助言や指導、上記のプログラムを提供するなど、YELL担当者が継続的にそれぞれ個人に寄り添い適切な支援を行っている。

子ども・若者応援センター「YELL」(エール) ③

各種社会参加プログラムなどの紹介

～利用者の目的に合わせたプログラムを紹介～

●コミュニケーション力を高めたい

「コミュニケーションサークル」「農業体験」など
☆こんな人におすすめ!

- グループ活動を体験したい
- 参加者同志とコミュニケーションの練習がしたい
- 自分たちで活動内容を決めて楽しみたい



●社会貢献活動で経験を積みたい



「市公共施設施設ボランティア」
「イベントボランティア」など

☆こんな人におすすめ!

- ボランティア活動を通じて得た体験を強みにして、就活に活かす
- 自己アピールできる強みを体験を通して見つけたい
- 履歴書の内容の充実

●職場実践で力ためしをしたい



「しごと体験ショップ」
「職場体験」など

☆こんな人におすすめ!

- 企画・立案・実践の体験などショップの運営の体験
- 役割分担やチームワークを必要とする体験を行うことで、仕事に対するイメージを深めたい

●自己実現(ブレイクスルー)しよう!

「ゆるキャラプロジェクト」

「地元商店街 祭りへの参加」「芸術体験」など

☆こんな人におすすめ!

- 個人ではなかなか体験できないような活動がしたい
- 話題性・インパクトがある体験がしたい
- 自分らしさを発見したい



子ども・若者応援センター「YELL」（エール）④

【30年度相談実績】

◆延べ相談件数 2,561件

（うち来所相談 1,199件）

◆30年度新規相談者 120人

◆一日あたりの相談件数 10.6件

◆プログラム利用者数（延べ数） 1,245人

新規相談者のうち、
中学生以下若しくはその保護者）からの相談は、**8人**